

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和5年12月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知 (3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の受理 (4) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知 (5) 転入時の転出元市町村に対する照会 (6) 手当支給時における公的給付支給等口座に関する情報の照会</p>
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、手当サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい児福祉手当台帳ファイル 特別障がい者手当台帳ファイル 経過的福祉手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 47の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)9、12、15、19、26、56-2、87、110、120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 0466-50-3528

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高梨 良	安孫子 慎司	事後	人事異動のため
平成28年4月1日	評価書名	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務 基礎項目評価書	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過福祉手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	藤沢市は、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	藤沢市は、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過福祉手当に関する事務	事後	文章修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 障がい児者に対する障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当認定請求書及び所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当の認定及び認定結果の通知 (3) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当所得状況届の内容の審査及び審査結果の通知 (4) 氏名、住所変更届の受理及び内容確認 (5) 変更内容台帳登録 (6) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当資格喪失届の受理及び通知書の交付 (7) 転入時の転出元市町村に対する照会</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知 (3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の受理 (4) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知 (5) 転入時の転出元市町村に対する照会</p>	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、56-2、87の項(別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 26、56-2、87の項(別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	事後	文章修正のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 障がい福祉課	福祉健康部 障がい福祉課	事後	組織改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	事後	組織改正のため
平成30年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56-2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、12、15、19、26、56-2、87、110、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	事後	文章修正のため
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	安孫子 慎司	障がい福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事業の概要	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、12、15、19、26、56-2、87、110、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)9、12、15、19、26、56-2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3292	0466-50-3528	事後	
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉健康部 障がい福祉課	福祉部 障がい者支援課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい福祉課長	障がい者支援課長	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-50-3528	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 0466-50-3528	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)9、12、15、19、26、56-2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)9、12、15、19、26、56-2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	番号法第19条の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事業の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知 (3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の受理 (4) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知 (5) 転入時の転出元市町村に対する照会</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。</p> <p>(1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知 (3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の受理 (4) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知 (5) 転入時の転出元市町村に対する照会 (6) 手当支給時における公的給付支給等口座に関する情報の照会</p>	事後	番号法別表第二の改正に伴う変更